

## 平成23年度9月議会 一般質問 Q&A

### 平成23年度9月議会一般質問内容

- 1、放射能汚染問題について
- 2、自然エネルギーを推進するために
- 3、大垣の教育について
  - (1) 適正な学級規模について
  - (2) こどもサイエンスプラザのリニューアルについて
- 4、大垣市企業立地促進条例の一部改正について

### 質問

福島原発事故から6か月、放射能汚染など事故の収束の見通しは立っていません。福井原発から約70キロに位置する大垣市ですが、

原発事故が起きたらと市民の不安は高まっています。隣接する県や自治体には原発運用の許認可権はありません。大垣市長として原発の廃炉を福井県や立地自治体に申し入れてはどうか。

福島第1原発事故から半年近くになろうとしているが、まだ事故の収束の見通しや放射能汚染の全体像が見えていない状態で、せめて未来を託す子どもたちの放射能汚染は何とか避けなければ、といった動きなども出てきています。福島から遠く離れた大垣市ではありますが、いくつかの気になる点について質問します。

1. 大垣市から最も近い原発は、福井の若狭湾にある14基と静岡県の浜岡原発ですが、どちらも約70キロの距離です。もし福井で原発事故が起きたらどうなるだろうといった市民の不安は高まっています。原発運用の許認可権は立地県と当該自治体に限られており、隣接する県や自治体には、何の権限もありません。この際、大垣市長として原発の廃炉を福井県や立地自治体に申し入れてはいかがでしょうか？
2. 東日本大震災の災害廃棄物の処理について、環境省は放射性セシウム8000ベクレル以下の汚泥や焼却灰については埋め立て処分ができると、全国の自治体で処理する方向を出しています。環境省が受け入れ可能調査を行い、県下の自治体も受け入れ可能量を明らかにしています。本市も当初受け入れ可能としていましたが、その後「受け入れできない」と表明されていますが、改めて放射能汚染廃棄物に対する考え方と対応についてお聞かせください。
3. 今回の福島原発事故による放射性セシウムの拡散で放射性下水汚泥が問題になっています。東日本が汚染されているということですが、いずれは日本各地、世界まで拡散し、これからの時代低線量被曝と付き合っていくしかないとも言われています。そのため

にも現状をしっかりと私たちは知る必要があるのではないのでしょうか。大気中の放射性物質は雨水と一緒に地上に落ち、放射性セシウムは泥とくっつきやすく、下水の処理過程で濃縮されていきます。大垣市としても下水汚泥の放射能検査を行い、市民に明らかにすることで、私たちが冷静に対応できるのではないのでしょうか。

4. 食品に含まれる放射性物質について、内閣府の食品安全委員会は7月「評価書案」を公表。その概要は「生涯における追加の累積の実効線量がおおよそ100ミリシーベルト以上で放射線による健康影響がある」などとし、今後の食品の規制値の設定など決めていくというものですが、問題は100ミリシーベルト未満の健康影響については「現在得られている知見から困難」と低線量被曝について科学的検討を避けたことです。世界保健機構（WHO）など国際機関は、放射線はいくら線量が小さくても発がん性に繋がり、発がん性が無くなる限界値はないし、線量の増加と発がん性の発生確率は直線的に比例するという考え方に立っています。今回の食品安全委員会の見解では国民は益々不安不信を募らせるでしょう。牛肉の全頭検査や新米のセシウム検査が行われるようになりましたが、本市として農産物や魚などすべての食品に対してセシウムやストロンチウムなどの検査を行う体制はあるのでしょうか。特に、子どもを放射能から守る立場からみて学校給食などは放射能検査を行うべきと考えますがいかがですか？

## 答弁

放射能汚染問題について、ご答弁申し上げます。

東日本大震災での原子力発電所の事故は、放射性物質が広範囲にわたり飛散し、甚大な被害をもたらしており、今なお、全国各地に多数の方が避難しておられます。

こうした中、本市においても、原子力発電所が約70キロ先に設置されており、原子力災害に対する不安がございます。

現在の電力需要を踏まえると、自然エネルギーへの転換を進め、「減原発」を推進し、現在停止中の原子力発電所の再稼働に際しては、市民の皆様が安心できる安全確保が必要であると考えております。

今後とも、原子力発電所の安全対策の強化について県や全国市長会などと連携し、国や電力会社へ要請してまいります。

また、災害廃棄物の処理につきましては、国の災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインなどが示されておりますが、安全対策が充分でない現状では、市民の皆様の安心を確保できないと考えており、災害廃棄物の受け入れを行わないとの対応をしたところでございます。

次に、放射性下水汚泥につきましては、福島第一原子力発電所事故の影響により、東京都などの下水処理場汚泥から放射性物質が検出されました。

その原因としましては、汚水と雨水を合わせて処理する合流式下水道のため、大気中に拡

散した放射性物質が降雨により下水に流れ込み、処理過程で濃縮された汚泥から検出されたものでございます。

本市の下水道は、汚水と雨水を別々に処理する分流式下水道で、汚水のみを処理しており下水汚泥から放射性物質が検出されることはないため、検査は予定しておりません。

次に、農産物などに含まれる放射性物質の検査につきましては、県の機関において、食肉の全頭検査をはじめ、米や野菜などのモニタリング検査が実施され、安全が確認されております。

いずれにいたしましても、市民の皆様が安全で安心して生活できる対策に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 質問

再生エネルギー法が成立し電力の全量買い取り制度ができましたが、本気になって原発依存から自然エネルギーに転換させるつもりがあるのか政府の姿勢は見えてきません。しかし、国民の世論は「脱原発」や「減原発」の立場が大半を占め、原発から自然エネルギーへの転換は待ったなしの状況です。

- 1) 以上の状況の中で、大垣市としてのエネルギー政策についての姿勢について質問。本市は「エネルギーの地産地消」を掲げています。自然エネルギーの推進する立場についてその方向に変わりはないですか。
- 2) 自然エネルギーへの取り組みはまだまだ緒に就いたばかり、国の政策待ちになるのではなく、一歩踏み出して「環境都市おおがき」と自他ともに認める自治体にする決意はいかがですか。

### 2. 小水力や太陽光発電など市民等が取り組む自然エネルギー推進活動に支援を

- 1) 小水力発電の取り組み・・・水量と落差があれば発電可能で発電効率は自然エネルギーの中では最も優れているといわれる小水力発電に支援を。（石徹白の例）
- 2) 太陽光発電を普及するため支援を。

飯田方式：「おひさまプロジェクト」496名の市民出資で208kwの発電、38か所の保育園や公民館の屋根にパネルを設置、屋根を提供した施設には電気を提供、残りは売電。出資者に配当金を出した。「おひさま0円システム」飯田信金とおひさま進歩エネルギー株、飯田市協働で個人住宅向け太陽光発電普及政策：初期費用無料で設置、9年間電気料金を定額で支払うもので10年目から自分のものになる。

### 3. 時発電所の活用について

上石津町時山にある時発電所は、大正時代に村営発電所として村の電灯をともしていま

した。戦後、白石工業の所有になって発電していましたが、昭和50年頃に廃止し、今は廃墟となっています。聞くとところによると、発電量は200kw規模ということですが、現存する導水管や発電施設が活用できるかどうか、また、市の水力発電として稼働が可能か調査研究をしてはいかがか。

4. 環境基本計画の「エネルギーの地産地消」の中に、「公共施設の自然エネルギー化」として、公共施設における新築改築時の太陽光発電システムなど自然エネルギーの導入をすすめます」と謳っているわけです。

小水力発電や太陽光発、バイオマス、地熱など地域にある再生可能なエネルギーを活用してせめて公共施設で使用するエネルギーは地産地消で賄えるように、計画を立ててみてはいかがか。その見通しをお答えください。

## 答弁

「自然エネルギーを推進するために」について、ご答弁申し上げます。

自然エネルギーの推進につきましては、平成21年度から大垣市グリーン電力活用推進事業を実施しているところであり、引き続き、エネルギーの地産地消を推進していく予定でございます。

また、自然エネルギーへの取り組みにつきましては、国等の動向を見ながら、太陽光発電のほか、風力、小水力などの可能性を検討していきたいと考えております。

次に、小水力や太陽光発電等の自然エネルギー導入に対する支援についてでございますが、現在実施しております太陽光発電に対する支援のほか、小水力や風力など、広く導入が支援できるよう、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、時山発電所の活用についてでございますが、現存する施設等については、地元住民を含めた民間団体や学識経験者により、今後の活用策等が調査・検討されていると聞いておりますが、設備は古く再利用は不可能と考えております。

次に、本市の公共施設の電気使用量についてでございますが、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づき、国に報告しました平成22年度実績では、およそ5,400万kWhとなっております。

また、公共施設に設置された太陽光発電設備やバイオマス発電設備により発電した平成22年度実績の電気量につきましては、およそ854万kWhとなっております。

今後も、自然エネルギーの普及・促進につきましては、第2次大垣市地球温暖化対策実施計画に基づき、太陽光発電設備などを導入し、公共施設で使用するエネルギーは、自然エネルギーで賄う割合ができる限り多くなるよう進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 質問

1) 学校教育振興計画がスタートしましたが基本施策2の①「みんなと学ぶ、みんなに学ぶ」高めあえる仲間づくりの項目のアクションプランでは、「適正な学級規模についての検討」という新規事業があります。この項目を新規事業として出した背景、問題意識はどのようなものがあつたのか。また6月議会では田中議員の学級規模の質問に対して市長は「25人程度」がよいのではと答えられ、私は評価しました。教育長にお聞きしますが、市長の答弁をどのように受け止められたのか、また、教育長は「適正規模」についてどのようにお考えか、率直な意見をお聞かせください。

2) こどもサイエンスプラザのリニューアルについて

「文化振興計画」では、重点プランとして「スイトピアセンターのリニューアル」を挙げています。その中にはこどもサイエンスプラザや水のパビリオンは子どもたちが無料で一日過ごせる施設として県下でもよく知られ、入館者は市外・県外からも多いと聞きます。こどもサイエンスプラザのリニューアルの内容について質問します。

施設は平成7年に開館して16年たちますが、施設の老朽化し、展示アイテムも古くなったり、故障したりしています。科学の進歩はこの16年間で大きく変化し、施設のリニューアルだけでなく内容そのものをこの時代に沿った、また学校教育と連動したものが求められると思います。教育委員会のお考えをお聞かせください。

## 答弁

大垣市の教育について、ご答弁申し上げます。

適正な学級規模は、指導の目的や内容、子どもの実態によってとらえ方に違いが生じると考えております。

現在、学校では、学級全体で多くの見方や考え方を出し合い、話し合うことで学習を深めたり、少人数指導で、個に応じたきめ細かな指導を行ったりして、確かな学力の定着を図っております。

また、合唱や運動会といった諸活動では、体験を共有しながら互いの理解を深め、社会性や豊かな心を育てています。

このように、学級は、学習する集団であり、生活する集団であることをふまえると、必要に応じて少人数指導を取り入れるという方法が望ましいと考えております。

本年度は、小学校1・2年生と中学校1年生において35人学級を実施するとともに、小学校1年生と5・6年生の30人以上の学級に学習指導補助講師を配置し、一人ひとりにきめ細かな指導を行っております。

今後も、児童生徒の学習や生活の状況を把握しながら、より効果的な指導体制の確立に努めてまいりたいと存じます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 答弁

こどもサイエンスプラザのリニューアルについて、ご答弁申し上げます。

子ども達が遊び感覚で科学に触れ、学習することができる施設として、平成7年に開設したこどもサイエンスプラザは、「都市・人と暮らし」、「地球・自然のちから」及び「宇宙の神秘」の3つのテーマで科学を紹介し、多くの子ども達に利用されています。

しかしながら、開館以来16年が経過し、一部展示アイテムの内容が古くなっていたり、利用者の興味が薄れているものがあるのも実情でございます。

今後は、子ども達が体験を通じて科学を学ぶことや、学校の教育活動でも利用できることを念頭に置きながら、リニューアルについて検討を進めてまいりたいと存じます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 質問

大垣市企業立地促進条例は平成6年に、昭和60年に設立された「大垣市工場設置奨励条例」を全面改正する形で設置され、平成18年には企業誘致をより積極的に促進するためと一部改正を行っています。企業立地促進条例に基づき、市税がどれだけ投入されたか調べてみると、平成15年度から今年までに13億円以上投入されています。条例の目的には「本市における企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講じ、もって産業の振興と促進を図り、市勢の進展に寄与すること」としています。今回条例改正に当たり、この目的が達成されているのか今までの取り組みの総括が必要と考え質問します。

1. 平成6年に設置された「大垣市企業立地促進条例」について、いったいどれほどの効果があったのか、1) 誘致企業数、2) 増加従業員数、3) 産業構造の変化や経済波及効果についてお答えください。
2. また今回条例を改正するにあたって、従来の条例に不備や齟齬があったために改正すると思われるが、その問題点や不十分な点は何か、今回の条例改正する理由や目的は何か明らかにしてください。
3. 今回の改正案では、工場等設置奨励金の交付期間が3年間から5年間に改められ、雇用促進奨励金が従業員1人につき「18万円」だったものが「50万円」に引き上げられ、総額も「1800万円」から「5000万円」に引き上げられるものです。今回の条例改正では甚大な財政支出が予想されますが、その経済効果をどう見ておられるのでしょうか。

4. 雇用促進奨励金の対象は「常時雇用する従業員」となっていますが、その雇用形態はどのようなものか。雇用促進に貢献できるものなのでしょうか。
5. 「事業の特例」のなかで、横曽根工業団地地区内の企業に対しても対象にするということですが、企業及び雇用者数について具体的な数を想定しているのですか。また奨励金と市税収入の収支の見通しやその経済波及効果をどのように見ておられるのか。

## 答弁

大垣市企業立地促進条例の一部改正について、ご答弁申し上げます。

本市では、企業立地を促進し、産業の振興と雇用の促進を図るため、平成6年に企業立地促進条例を制定、これまで延べ40社に対して奨励金を交付し、602人が新規雇用されております。

これにより、新たな企業誘致をはじめ、既存企業の事業拡大に加え、ソフトピアジャパンへのIT企業の集積など、大きな成果をあげております。

今回の条例改正は、企業の市内誘致を促進するとともに、市外への流出を防ぐため、工場等設置奨励金の交付期間を延長するほか、雇用促進奨励金の額の引き上げなどを行うものでございます。

また、雇用促進奨励金の対象となる雇用形態につきましては、雇用保険に加入する正社員等であり、本市の雇用促進につながるものでございます。

なお、横曽根工業団地への企業立地により、初期設備投資効果をはじめ、工場稼働後の生産による効果、新規雇用の創出など、大きな経済効果が生み出されるものと予測しております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 再質問

### 適正規模と教師の配置について

今の学校の現状は、正規教員が4月当初から欠員状態で、その穴埋めに臨時採用の講師の先生で対応しています。そのため、慢性的な講師不足の状態、先生が産休や病休で欠員になった時の穴埋めに四苦八苦の状態だと聞いています。なぜ、4月当初から、正規教員不足になるのかその原因を明らかにしてください。

現状の正規教師の確保や採用は県の責任で行われています。大垣市の教育委員会が学級の適正規模を出しても、その実現のめに、市教育委員会としてはどのように実行されるのかそのお考えや見通しをお聞かせください。

## サイエンスプラザのリニューアルは専門家の知恵を

リニューアルでは、現在の科学や理科教育の先端をふれることでその面白さが分かる魅力的なものし、「理科離れ」といわれる子どもたちの心をとらえるものにしてほしいものです。そのためには、科学や理科教育の専門家などを交えた検討委員会を設置し、是非”内容”検討していただきたい。また、リニューアルした施設の活用についても、子どもたちの夢につながるものになるよう願います。

## 企業立地促進条例

企業立地促進条例ができて17年、この条例の果たしてきた役割はどうだったのかその総括を求めたのですが、あまり期待した答えは出てきませんでした。この5年間だけで10億円市税が投入されていて、投資と市税収入の収支が分からない、というもおかしな話です。企業によっては一千万円以上の固定資産税分を奨励金として出しているのですから、市税収入として戻ってくるのはどれだけ？とか、また企業に資料提供えお要求して、経済波及効果についても、産業連関分析で出てくるはずですよ。

今回の改正について、「市内企業の海外流出を食い止めるため」であり、「他自治体と比べて奨励金が低い」というのが理由になっています。日本は今までも経済のグローバル化で国際競争に勝つためと、輸出企業に様々な優遇策を行ってきました。結果どうだったかといえば、地域産業はますます衰退し、国民の貧困化が進んでいるのが実態ではないでしょうか。国際競争や自治体間競争で競って企業に対して優遇策を出したからといって期待できる地域の活性化になるとは言えません。

22年に出された「大垣市アクションプラン（改訂版）」の中に次のように記されています。「大垣市を取り巻く環境の変化」として、競争激化と世界的な景気後退のなかで、「近年の東海地方においては輸出産業依存の傾向が強くなっています。最近では輸出の回復により、生産は持ち直しつつありますが、今後は、輸出産業への依存から脱却するべく、産業構造を見直ししていく必要です」と記載されており、そして「キャッチアップ型」から「フロントランナー型」へと変革し、「自立型中小企業」に成長するために、「ものづくり 価値づくり都市 大垣」を本市の産業活性化のビジョン。

それでは、このビジョンの主旨に沿った形で、企業立地促進条例が機能しているのか検討される必要があります。そして、本当に市税が投入された効果として地域が元気になる循環型の地域経済ができているか検証するべきです。

雇用促進奨励金についても、同じことが言えます。奨励金の対象は、大垣在住で「雇用保険に加入している者」が条件です。パートや有期雇用の人でも1年以上働いていれば、対象になるので正社員とは限りません。果たしてこれで市民税を払ってくれる労働者を増やすことができるのか、大変疑問です。今回の改正では奨励金が「18万円」から「50万円」に引き上げ

られ、総額5000万円まで可能です。正規社員が100人採用されるのであれば、それなりの経済効果はあるかもしれません。が果たして実際はどうか、わかりません。

横曽根工業団地の経済波及効果について、あくまであくまで想定による数値ですから、実際にこのように展開するのか、今後注目していくしかありません。

以上の点から考えると、大垣市の「産業活性化アクションプラン」ではそれなりの課題や方向性が出されていても、今回の企業立地促進条例の改定では、従来の路線に金額を増やしただけで、新たな産業起こしや雇用誘発効果が出るとは思えません。

大垣市の産業は圧倒的に製造業の果たしている役割が大きいわけですが、輸出産業に依存している産業構造では、今の時代、大きな影響を受けることになってしまいます。製造業でもフロントランナー型の自立した中小企業やエネルギーや食品など地域内で生産し消費する産業や、マンパワーで行う社会保障関連事業、農業や林業分野での産業起こしが求められるのではないのでしょうか。